日本鉄鋼協会・日本金属学会男女共同参画委員会規程

（名称）

第１条　この委員会は「日本鉄鋼協会・日本金属学会男女共同参画委員会」と称する。

（目的）

第２条　この委員会は、日本鉄鋼協会および日本金属学会が連携して男女共同参画活動を推進するとともに、学協会連携団体である男女共同参画学協会連絡会との連携を密にして、両会における男女共同参画活動の活性化を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　この委員会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）金属材料および鉄鋼材料分野の男女共同参画活動の推進および支援

（２）その他目的達成に必要な事業

（組織）

第４条　この委員会の構成員と数は次のとおりとする。

（１）委員長　　１名

（２）副委員長　１名

（３）委員　　数名

（４）その他この委員会の決議による構成員　数名

（構成員）

第５条　この委員会は、日本鉄鋼協会および日本金属学会の男女共同参画委員会委員で構成する。

２．委員数は両会のバランスを考慮した人数とする。

３．委員長は両会の持ち回りとし、担当学協会の委員長が選任される。

４．副委員長は委員長を選出しなかった学協会の委員長が選任される。

５．委員は両会の男女共同参画委員会委員が選任される。

（構成員の任期）

第６条　この委員会の構成員の任期は２年とし、両会の社員総会終了時から２年後の定時社員総会終了時までとする。

２．委員長および副委員長の任期は１年、両会の社員総会終了時から１年後の定時社員総会終了時までとする。

３．構成員は再任を妨げない。

（運営）

第７条　この委員会は委員長が召集する。

２．委員会の開催頻度は、業務の必要度に応じて、委員会で決議する。

３．委員長は、委員会の議長を務める。

４．副委員長は、議長を補佐する。

５．委員会の構成員は、分担してこの委員会の業務を遂行する。

（費用負担）

第８条　この委員会の費用は次のように負担する。

（１）（この委員会で企画、立案、実行承認した）事業費は原則、都度折半とする。

（２）双方の委員の旅費・交通費はそれぞれの学協会が負担する。

（３）それぞれの学協会に帰属すると見なされる事業（例えば、外部団体より依頼を受けて、各学協会で作成するポスター作成費用、ホームページ作成・掲載費用等）は各学協会で負担する。

（事務局）

第９条　委員長を出した学協会が委員長の任期中、事務局を担当する。

（規程の改廃）

第 10 条　規程の改廃は、本委員会で議決し、両会理事会または相当組織で承認を得て行うものとする。

（委員会の関与）

第 11 条　この規程に疑義が生じた場合は、男女共同参画委員会で協議する。

付則

１．この規程は平成２５年４月１０日より施行する。

（２０２４年１１月２８日　一部変更　理事会議定、即日施行）